

紀北町 子ども・子育て 支援事業計画

概 要 版



平成27年3月
紀北町

計画策定の趣旨

全国的な少子化の急速な進行や子どもと子育て家庭をめぐる環境の変化に対応するため、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始することとなりました。

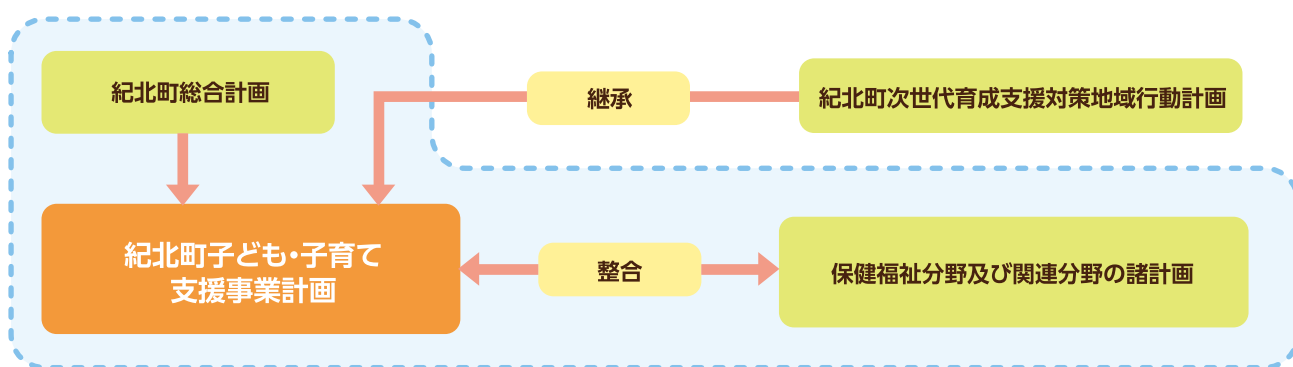
本町では「紀北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を定め、保育・教育事業に対する住民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

計画の位置づけと計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、同法第77条の趣旨により設置している「紀北町子ども・子育て会議」による審議・検討を経て策定しました。また、本計画は、これまでの「紀北町次世代育成支援対策地域行動計画」を新制度施行にあわせて発展的に継承して策定し、紀北町の子ども・子育て支援の方向性を示す計画と位置づけます。

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、計画の着実な推進を図ります。

◆計画の位置づけ



計画の基本理念

少子化の流れを変えるためにも、子どもを産みやすい環境づくりを進めると同時に、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる社会を目指し、家庭と地域と社会が手をつないで、子どもを育むまちづくりを進めます。

～基本理念～

安心して子どもを産み
すこやかに育つまちづくり

基本目標と施策の展開

基本目標① 地域における子育て支援の充実

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や父親の長時間労働に加え、近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱体化する中で、育児の負担が母親にのしかかり、母子2人きりで周囲から隔離されて一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が指摘されています。また、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる人が増加するなど、家庭や地域における子育て力の低下がみられます。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

① 地域における子育て支援サービスの充実

主な事業 施設整備費助成事業／保育所運営費補助事業／放課後児童健全育成事業／地域子育て支援センター事業の充実／ファミリー・サポート・センターの検討／おやこ広場／おやこサークルの支援／情報提供の推進／赤ちゃん相談

② 保育サービスの充実

主な事業 通常保育事業の推進／保育所地域活動事業の推進／乳児保育事業の推進／障害児保育事業の推進／重度障害児加配保育士事業の充実／幼稚園での一時預かりの実施

③ 子育て支援のネットワークづくり

主な事業 地域子育て支援センターの充実(再掲)

④ 児童の健全育成

主な事業 スポーツ教室の開催／児童手当の支給／就学奨励費の支給／社会を明るくする運動の推進／地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進／「子ども110番の家」の推進／図書館事業の推進／放課後子供教室推進事業の推進／学校施設開放の促進／体育協会が行うジュニアスポーツ活動の支援／農業体験活動事業／幼稚園の園庭開放の実施／保育所の園庭開放の推進／街頭補導活動の推進／有害図書立入調査の実施／健全育成に関する啓発／要保護及び準要保護児童就学援助事業／要保護児童対策地域協議会の推進

基本目標② 母親と子どもの健康づくりの充実

母子保健は、生涯を通じた健康な生活の出発点であり、子どもを安心して産み育てる基盤となるものです。しかしながら、母子を取り巻く社会環境の急速な変化や情報の氾濫などにより、妊娠・出産・育児に対する不安感が高まっています。

このため、きめ細やかな情報提供や相談体制の整備を図るとともに、医療の充実を推進し、安全・安心で快適な妊娠・出産や安心して楽しい育児が行えるよう支援します。

① 子どもや母親の健康の確保

主な事業 母子健康手帳の交付と妊婦指導／妊産婦健康相談の推進／赤ちゃん相談の充実／妊婦健康診査の実施／乳児健康診査の実施／1歳6か月児健康診査の実施／3歳6か月児健康診査の実施／就学前成育健診／1歳6か月児健診後のフォロー／3歳6か月児健診後のフォロー／福祉医療費(子ども医療費)の支給／予防接種の実施／おやこ広場の開催／ブックスタート事業／要支援児訪問／こにちは赤ちゃん事業の実施／不妊治療の支援制度の実施／乳幼児保健検討委員会／歯っぴー教室／2歳6か月児歯科健診／成人歯科健康診査／フッ素塗布事業／歯科保健専門委員会

② 食育等の推進

主な事業 離乳食教室／母と子の料理(食生活改善推進員)の推進／親子クッキング教室／子どもの食生活教室

③ 思春期保健対策の充実

主な事業 中学生・乳幼児ふれあい体験学習

④ 小児医療の充実

主な事業 救急医療体制の充実／緊急医療情報システムの啓発

基本目標③ 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育は、次代の社会を担う子どもたちが、心身ともに健やかな大人へと成長するための重要な基礎となるものです。

このため、学校、家庭、地域、社会が一体となり、子どもの確かな学力と豊かな人間性を培う良好な教育環境の整備を推進します。

① 次代の親の育成

主な事業 中学生・乳幼児ふれあい体験学習(再掲)／自分発見中学生地域ふれあい事業(職場体験の充実)

② 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

主な事業 外国語指導助手(ALT)の活用／図書館事業の推進(再掲)／教育相談活動の充実／多様な体験活動の機会の充実／健やかな体の育成や食育の充実／情報モラル教育の充実／開かれた学校づくり／学校施設の整備／信頼される学校づくり／保育所、幼稚園と小学校の連携／保育士・幼稚園教諭の研修等

③ 家庭や地域の教育力の向上

主な事業 親子で参加できるイベントの開催／子ども会等地域活動の機会の充実／スポーツ教室の開催(再掲)／スポーツ少年団への支援／放課後子供教室推進事業(再掲)／学校施設開放の促進(再掲)

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

主な事業 有害図書立入調査の実施(再掲)／地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進(再掲)／「子ども110番の家」の推進(再掲)／街頭補導活動の推進(再掲)／健全育成に関する啓発(再掲)

基本目標④ 子育てを支援する安全・安心な生活環境づくり

子どもを安心して産み育てるためには、妊娠婦や乳幼児を持つ家庭が安心して暮らせる環境が必要です。しかしながら、社会環境の急速な変化などにより、子どもがのびのびと過ごせる環境が減少しています。また、都市化や情報化の進行などにより、子どもを取り巻く社会環境は急速に変化し、子どもが犯罪や事故に巻き込まれるおそれが大きくなっています。

このため、子育て家庭のニーズに配慮したゆとりある住環境の充実や交通環境、公共施設等の生活基盤のバリアフリー化を図るとともに、時代の変化や地域の実情に即した防犯活動や被害防止対策、交通安全対策などを実施し、子どもを安全に安心して育てられるまちづくりをはじめとした生活環境の整備を推進します。

① 安全に遊べる場所の整備

主な事業 既存公園の適切な管理と整備／図書室等の施設の充実

② 安全な生活環境の整備

主な事業 町道道路維持補修事業／町道道路改良事業／交通安全対策事業／都市計画事務事業

③ 安全・安心まちづくりの推進等

主な事業 「子ども110番の家」の推進(再掲)／防犯・安全対策事業／交通安全の推進／交通安全教育の促進／防犯啓発の推進／防犯ベルの配布

基本目標5 仕事と家庭の両立支援の推進

女性の社会進出が進む一方で、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が依然として残っています。また、職場優先の雰囲気から長時間労働が避けられず、子育てと仕事の両立が困難なため、出産をためらう傾向もみられます。

このため、仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。また、国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発活動を推進します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

主な事業 育児休業制度等の定着促進／女性の再就職支援

② 男女共同参画による子育ての推進

主な事業 男女共同参画社会の必要性の啓発

基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その虐待を防止するためには、社会全体で取り組んでいくことが必要です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまでの総合的な支援を図ります。また、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭への総合的な支援を図ります。

① 児童虐待防止対策の充実

主な事業 虐待の早期発見と予防／子どもを虐待から守る家／要保護児童対策地域協議会／主任児童委員、民生委員児童委員の活用

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

主な事業 福祉医療費（ひとり親家庭等医療費）助成制度／児童扶養手当の支給／母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付

③ 障がい児施策の実施

主な事業 特別支援教育の充実／障害児保育事業の推進（再掲）／重度障害児加配保育士事業の充実（再掲）／特別児童扶養手当の支給／福祉医療費（心身障害児（者）医療費）の助成制度／特別支援学級児童介助教員設置事業／自立支援給付（居宅介護）／補助具の交付及び日常生活用具の給付／障害者施設の広域入所の検討／移動支援事業／障害児福祉手当の支給／自立支援医療費（育成医療費）の支給

子ども・子育て支援の具体的事業の目標

1. 教育・保育提供区域の設定

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町1区域として設定します。

2. 幼児期の学校教育・保育

〈1〉認定区分等

町内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の利用状況」に「利用希望」を加え、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

〈2〉教育・保育の量の見込みに対する確保の内容

平成 27 年度（初年度）		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上教育	3歳以上保育	0歳	1歳・2歳
① 量の見込		35人	230人	10人	100人
	（他市町の子ども）	大紀町 2人	—	—	—
② 確保の内容	幼稚園、保育所、認定こども園	町内 48人	250人	10人	120人
	（他市町の子ども）	大紀町 2人	—	—	—
	地域型保育事業			0人	0人
②－①		13人	20人	0人	20人
保育利用率（人口推計／量の見込）				46.4%	



平成 31 年度（最終年度）		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上教育	3歳以上保育	0歳	1歳・2歳
① 量の見込		35人	230人	10人	100人
	（他市町の子ども）	大紀町 2人	—	—	—
② 確保の内容	幼稚園、保育所、認定こども園	町内 48人	250人	10人	120人
	（他市町の子ども）	大紀町 2人	—	—	—
	地域型保育事業			0人	20人
②－①		13人	20人	0人	40人
保育利用率（人口推計／量の見込）				49.3%	

3. 地域子ども・子育て支援事業

〈1〉利用者支援に関する事業

町利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うことともに、子ども又は保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業で、利用希望を把握し、身近な場所でサービスが受けられるように把握した目標量及び確保の内容を設定していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保の内容	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所

〈2〉時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等に伴う、保育時間帯のニーズを把握し、目標事業量を設定していきます。地域的な特徴もとらえつつ、確保の内容について検討するものとします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込	25人	25人	25人	24人	24人
② 確保の内容	0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所	10人 1か所	24人 2か所

〈3〉放課後児童クラブ

保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に本町では放課後健全育成事業として放課後児童クラブを設置しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	100人	95人	90人	85人	80人
② 確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人

〈4〉子育て短期支援事業

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育を一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
② 確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

〈5〉乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み（訪問件数）	80件	78件	75件	73件	70件
② 確保の内容（訪問率）	100%	100%	100%	100%	100%
③ 確保の内容	実施体制：2人 実施機関：紀北町	実施体制：2人 実施機関：紀北町	実施体制：2人 実施機関：紀北町	実施体制：2人 実施機関：紀北町	実施体制：2人 実施機関：紀北町

〈6〉養育支援訪問事業

養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	3件	3件	3件	3件	3件

〈7〉地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	604人回	591人回	576人回	574人回	569人回
② 確保の内容	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)

〈8〉一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、就学前までの児童(主に0～2歳まで)を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定による利用	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日
	2号認定による利用	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
	その他	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日
②確保の内容		500 人日 (4か所)	2,000 人日 (4か所)	2,100 人日 (7か所)	2,100 人日 (7か所)	2,500 人日 (10か所)

〈9〉病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	51人日	50人日	48人日	48人日	48人日
②確保の内容	0人日 (0か所)	0人日 (0か所)	0人日 (0か所)	0人日 (0か所)	48人日 (1か所)

〈10〉ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。利用実績に基づき適切な目標事業量を定めます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	50人日	44人日	42人日	39人日	38人日

〈11〉妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。町では妊婦の健康管理を目的に医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。出生の届出や母子健康手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		78人 (健診回数 14回)	75人 (健診回数 14回)	73人 (健診回数 14回)	70人 (健診回数 14回)	70人 (健診回数 14回)
②確保の内容	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	19 項目	19 項目	19 項目	19 項目	19 項目
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

紀北町子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

発 行 紀北町福祉保健課
 発行年月 平成27年3月
 〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 769 番地 1
 TEL 0597-46-3122 FAX 0597-47-5903